

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可  
.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....一
  - 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等.....(環境局総務部環境政策課).....一
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....四
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件).....(同).....五
  - 都道の区域変更.....(建設局道路管理部路政課).....七
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....九
  - 都市計画の案(二件).....(都市整備局都市基盤部交通企画課・街路計画課).....一〇
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....一〇
  - 土地収用法による収用の裁決手続開始(三件).....(東京都収用委員会).....二

### 告示

●東京都告示第七百三十号  
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十月十三日  
 東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称  
 月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間  
 平成二十六年十二月十九日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区  
 中央区月島一丁目地内  
 中央区月島一丁目二十二番十号  
 平成二十六年十二月十九日

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
 中央区月島一丁目二十二番十号  
 平成二十六年十二月十九日

五 変更の内容  
 事務所の所在地を中央区佃二丁目六番九号に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日  
 平成二十八年十月十三日

●東京都告示第七百三十一号  
 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、東日本旅客鉄道赤羽線(十条駅付近)連続立体交差事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出

があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十三日  
 東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲  
 北区 十条台二丁目、十条台二丁目、上十条一丁目、上十条二丁目、十条仲原一丁目、十条仲原二丁目、十条仲原三丁目、十条仲原四丁目、中十条二丁目、中十条三丁目及び中十条四丁目の区域

板橋区 加賀一丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 東京都  
 東京都知事 小池 百合子  
 新宿区西新宿二丁目八番一号  
 東日本旅客鉄道株式会社  
 代表取締役社長 富田 哲郎  
 渋谷区代々木二丁目二番二号

三 対象事業の名称及び種類  
 東日本旅客鉄道赤羽線(十条駅付近)連続立体交差事業

四 対象事業の内容の概略  
 対象事業は、東日本旅客鉄道赤羽線の十条駅付近の約一・五キロメートルを連続立体交差化するものである。環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

五 事業者は、騒音・振動、土壤汚染、日影、電波障害、

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 子部・評価項目 | 評価の結論   |
|---------|---|
| 景観      | <p>事業区間周辺の現在の状況は、十条駅を中心に住宅や商業施設が立ち並び、その中で赤羽線(埼京線)は、都市的景観要素の一部となっている。現在、地平を走行している鉄道は、工事の完了後には高架化される。</p> <p>工事の完了後における鉄道施設の高さは、最も高い部分は駅部で17m程度、駅部以外の高架構造で7m~11m程度となるが、周辺の建築物等を大きく上回ることはないため、事業区間周辺の都市的景観要素と融合し、地域景観の特性は、ほとんど変化しないものと考えられる。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが商業施設や戸建て、中高層の住宅等といった都市的景観となっている。その中に新たな都市的景観要素として、高架構造等の鉄道施設が加わるため、眺望の変化が認められるものの、周辺の建築物等の高さを大きく上回るものではない。</p> <p>さらに、踏切が除却されることにより、交通渋滞が緩和されて人通りや自動車の流れが整ったものとなることに加え、事業の実施に当たっては、鉄道施設の形状等は周辺環境に溶け込むよう、環境保全のための措置を実施する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域特性等に配慮すること」を満足する。</p> <p>事業区間と交差する可能性のある文化財は存在せず、事業による文化財の現状変更はない。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されるが、文化財保護法に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。</p> <p>これらのことから、文化財等に及ぼす影響は小さく、評価の指標である「文化財保護法等に定められた保全に関する事項を遵守すること」を満足する。</p> |
| 史跡・文化財  | <p>既設構造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート、アスファルト、鉄骨等の建設廃棄物、建設発生土、建設泥土については、再資源化率等の目標を99%以上とし、可能な限り再利用及び再資源化に努めることから、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事の目標値を満足する。</p> <p>ガラスチップス、ガラス、ケーシング等の建設廃棄物については、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>建設混合廃棄物について、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事の目標値を満足するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>再生利用が困難な建設廃棄物、建設発生土及び建設泥土について、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。</p>  |
| 廃棄物     | <p>既設構造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート、アスファルト、鉄骨等の建設廃棄物、建設発生土、建設泥土については、再資源化率等の目標を99%以上とし、可能な限り再利用及び再資源化に努めることから、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事の目標値を満足する。</p> <p>ガラスチップス、ガラス、ケーシング等の建設廃棄物については、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>建設混合廃棄物について、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事の目標値を満足するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>再生利用が困難な建設廃棄物、建設発生土及び建設泥土について、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。</p>  |

●東京都告示第七百三十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

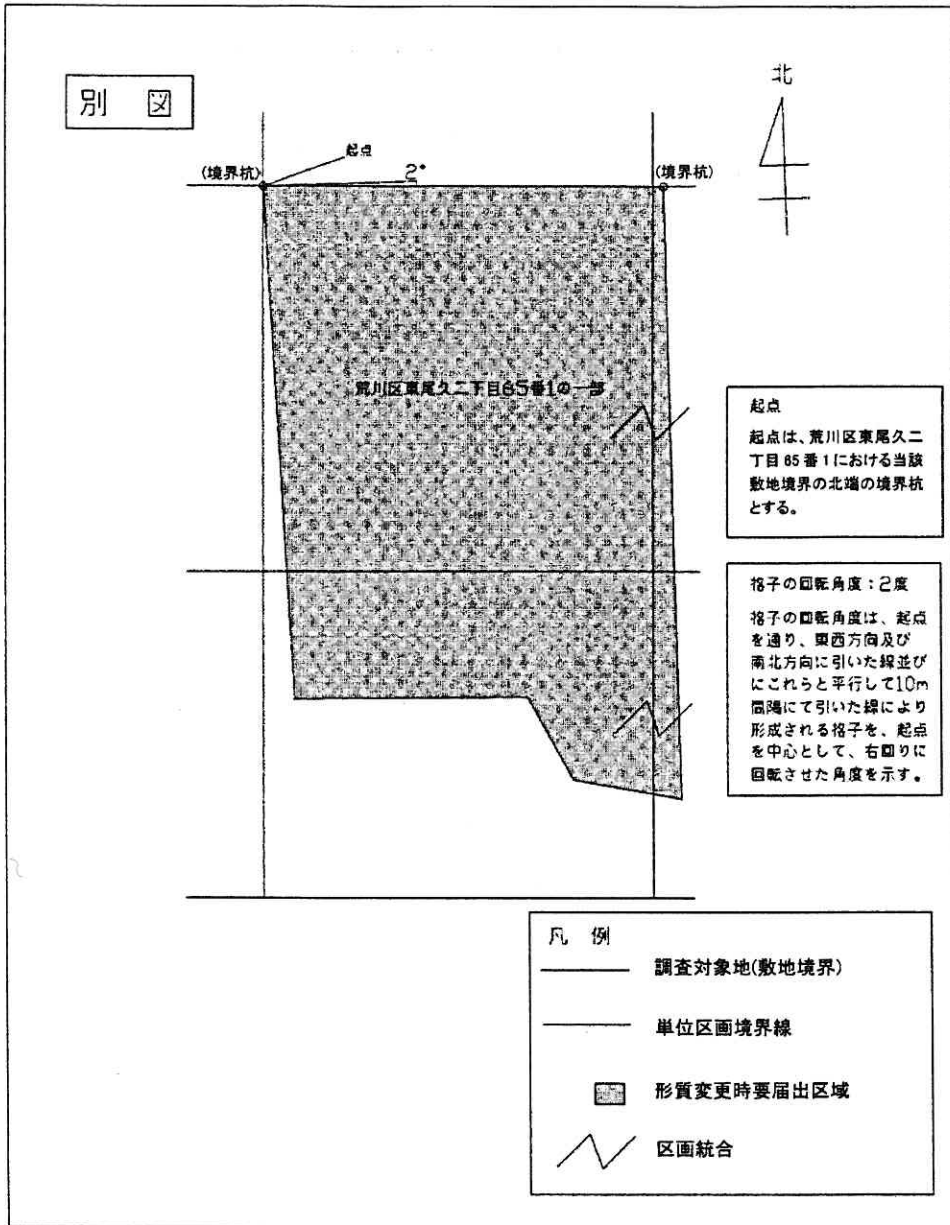
平成二十八年十月十三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物



●東京都告示第七百三十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第十二百七十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去